

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼海岸七丁目5629番14地先		4.5	36.2
	923号線	鵜沼海岸七丁目5629番11地先			
2	鵜沼	鵜沼桜が岡一丁目2284番271地先		4.5	32.6
	924号線	鵜沼桜が岡一丁目2284番275地先			
3	鵜沼	鵜沼桜が岡三丁目6069番16地先		4.5	27.7
	925号線	鵜沼桜が岡三丁目6069番17地先			
4	鵜沼	本鵜沼三丁目3763番11地先		4.5 ～ 5.0	30.0
	926号線	本鵜沼三丁目3763番15地先			
5	鵜沼	本鵜沼四丁目3811番38地先		4.5	33.8
	927号線	本鵜沼四丁目3811番34地先			
6	明治	城南一丁目1302番1地先		6.9 ～ 41.5	368.6
	504号線	城南一丁目2638番1地先			
7	明治	城南一丁目1302番13地先		4.7 ～ 24.9	370.7
	505号線	城南一丁目2638番2地先			

8	明治	城南一丁目 2 6 3 6 番 1 地先	3.7	162.3
	5 0 6 号線	城南一丁目 1 2 9 4 番 2 地先	~ 12.8	
9	明治	城南一丁目 2 6 2 4 番 2 地先	7.8	19.7
	5 0 7 号線	城南一丁目 2 6 2 3 番 2 地先		
10	明治	城南一丁目 2 6 7 番 2 地先	4.0	2051.3
	5 0 8 号線	大庭字小ヶ谷 5 3 4 1 番 地先	~ 8.0	
11	善行	本藤沢五丁目 5 0 7 6 番 2 5 地先	4.2	121.4
	6 1 7 号線	本藤沢五丁目 5 0 9 2 番 1 3 地先	~ 5.0	
12	善行	本藤沢五丁目 5 0 9 2 番 1 3 地先	4.5	34.2
	6 1 8 号線	本藤沢五丁目 5 0 9 2 番 9 地先	~ 5.0	
13	湘南大庭	大庭字城山 5 2 5 3 番 3 8 地先	4.5	21.0
	4 6 3 号線	大庭字城山 5 2 5 3 番 4 2 地先		
14	六会	亀井野字上屋敷添 1 4 0 1 番 2 地先	6.0	145.1
	8 8 5 号線	亀井野字上屋敷添 1 4 0 2 番 1 0 地先		
15	六会	西俣野字北窪河内 1 7 1 番 1 4 地先	4.0	20.6
	8 8 6 号線	西俣野字北窪河内 1 6 9 番 1 5 地先		
16	湘南台	今田字古道 7 2 5 番 6 地先	4.5	20.4
	4 3 5 号線	今田字古道 7 2 5 番 9 地先		
17	城南 1 号	城南一丁目 2 7 4 0 番 2 地先	4.6	18.9
	歩行者専用道	城南一丁目 2 7 4 1 番 地先		
18	城南 2 号	城南一丁目 1 2 9 0 番 1 地先	2.5	13.1
	歩行者専用道	城南一丁目 1 2 8 8 番 3 地先		

提案理由

鷓沼923号線ほか17路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。